

第 8 1 号議案

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の貸付けに関する特例措置に係る規定を廃止する必要がある。

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中野区条例第32号）の一部を次のように改正する。

付則第2項及び第3項を削り、付則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。